

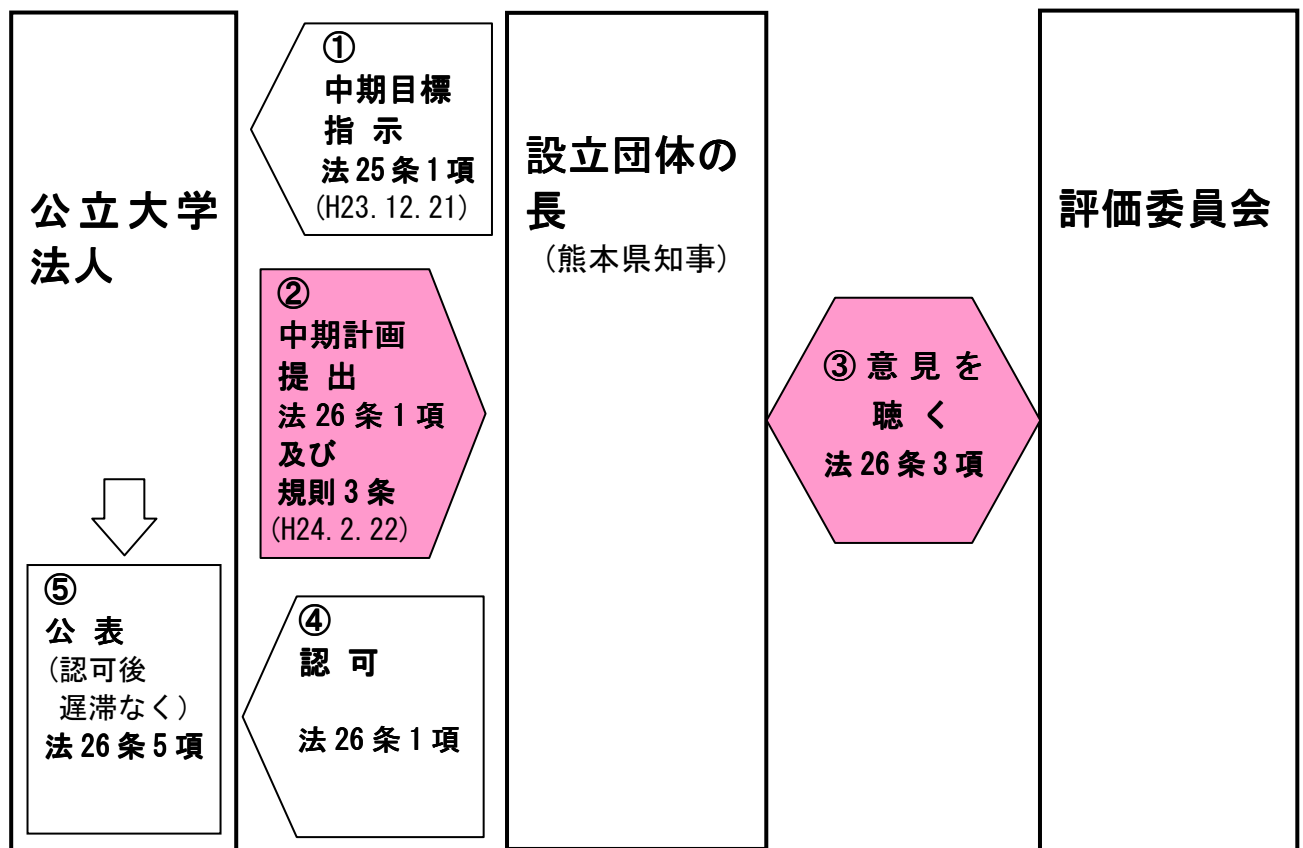
中期計画の認可の概要

1 趣旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により熊本県知事から中期目標の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法第 26 条第 1 項及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定により中期計画を作成し、その認可を受けなければならない。

熊本県知事は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、熊本県公立大学法人評価委員会の意見を聴く必要があり、今回、法人から提出のあった次期中期計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に関する意見を伺うもの。

2 手続に係るイメージ図



【参 考】

地方独立行政法人法 (中期目標)

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を当該中期計画における最初の事業年度開始の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 法第40条第4項に規定する次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(4) 前3号に定めるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項